

近畿中国 1 新見樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 7 第 5 号の
樹木採取権を行使する際の指針

- 1 樹木採取権実施契約に定める施業計画及び実行計画の内容を、別紙 12 の樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画（高梁川下流森林計画区）に適合したものとするほか、事業の実施に当たって、伐区の分散、林地の保全、自然環境の保全等により国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ること。
- 2 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎の維持・強化に取り組むこと。
- 3 近畿中国 1 新見樹木採取区に由来する木材の取引等について、木材の需給動向を十分勘察するとともに、別記のとおり木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者間における安定的な取引関係の確立に取り組むこと。
- 4 事業の実施に当たり関連する法令等を遵守するとともに、適切な経験・資格等を有する技術者の配置、労働災害の発生防止その他の事業の実施体制の確保に努めること。
- 5 事業の実施による雇用の増大、作業員の地元雇用、民有林との連携、地域貢献活動等により樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に努めること。
- 6 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に努めること。
- 7 作業員の雇用形態の改善、ワーク・ライフ・バランスの確保その他の雇用管理の改善に努めること。
- 8 採取跡地における効率的な植栽の実施に取り組むこと。
- 9 事業の実施に当たり、国有林野事業の請負事業者、立木販売の買受者、その他国有林野を利用する第三者、地域住民等の対外的関係に配慮し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に協力すること。

木材の取引等について、以下を満たすこと。

ア 申請書及び樹木採取権実施契約に定める木材取引計画の内容について、樹木採取権者の近畿中国1新見樹木採取区に由来する素材生産量が近畿中国1新見樹木採取区の森林資源の状況に鑑み適切なものとなるようにすること。

イ 申請書及び樹木採取権実施契約に定める木材取引計画の内容を、樹木採取権者、木材利用事業者等とともに国産材の取扱量が近畿中国1新見樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加するものとし、かつ、近畿中国1新見樹木採取区に由来する木材の供給量に相当する量以上の量が木材製品利用事業者等その他の取引先の新規需要開拓に充てられるものとする。

備考：イの新規需要開拓とは、例えば以下の①から③までのようなものであって既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられるものを指す。

① 従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの

(例) CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等

② 従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの

(例) 2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等

③ その他の取組

(例) 地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等